

小笠原村ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要綱

1 目的

小笠原村（以下「村」という。）へふるさと納税を行った寄附者に対して、贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供するふるさと納税返礼品取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集する。

2 募集の要件

応募できる取扱事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 村内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 村税等の滞納がないこと。
- (3) 各種法令等に沿った生産・製造・サービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) インターネット接続環境を有していること。

3 返礼品について

- (1) 村のPRにつながる商品等で、工程の半分以上が村内で生産、製造、加工されているもの、村外で製造されている加工品等については半分以上が村内の原材料を使用しているものであること、又は村内で提供される体験等のサービスのいずれかに該当していること。
- (2) 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とする。
- (3) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な消費期限が保障されるものであること。

4 返礼品の金額区分について

寄附額に応じた区分により返礼品を募集する。返礼品の上限額は品代、消費税、梱包、送料等の経費を含め返礼品代は次のとおりとする。なお、返礼品に係るその他の費用は村が負担する。

寄附額	返礼品代（税・送料等込）
10,000 円	3,000 円以下
20,000 円	6,000 円以下
30,000 円	9,000 円以下
40,000 円	12,000 円以下
50,000 円	15,000 円以下
60,000 円	18,000 円以下
70,000 円	21,000 円以下

80,000 円	24,000 円以下
90,000 円	27,000 円以下
100,000 円	30,000 円以下
200,000 円	60,000 円以下
500,000 円	150,000 円以下

5 返礼品代の支払いについて

- (1) ふるさと納税ポータルサイトで寄附の受付後、取扱事業者へ返礼品発送の依頼をし、発送の確認がとれた時点で支払いの準備を行う。
- (2) 返礼品代の支払い金額については、費用の実績ではなく、寄附額に対応する4の表の金額の上限となる。
- (3) 支払い方法については、月末にその月の寄附額を集計し、その日の翌日から30日以内に支払金口座振替依頼書(別紙4)に記載された口座へ支払う。

6 取扱事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の該当ページに、返礼品の商品名、画像等が掲載される。
- (2) 返礼品の発送時に限り、自社商品のパンフレット、チラシ等を同封することができる。

7 申込方法

「小笠原村ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書」に必要事項を入力し財政課へ電子メールで送信すること。

- (1) 提出データ
 - ①小笠原村ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書(別紙1)
 - ②小笠原村ふるさと納税返礼品情報申請書(別紙2)
 - ③事業者概要(パンフレット、ホームページ等、事業者の活動内容がわかる資料データ)
 - ④返礼品の画像データ(申請承認後の提出になります。)

8 返礼品の決定

村は2に定める要件に基づき、関係部署との協議により決定する。なお、採用の可否については小笠原村ふるさと納税返礼品取扱事業者登録決定通知書(別紙3)により申込者宛に電子メールで通知する。

9 受付期間

- 第1次募集 令和2年4月27日(月) ～ 令和2年5月29日(金)
第2次募集 令和3年4月1日(木) ～ 令和3年5月31日(月)
第3次募集 令和4年5月16日(月) ～ 令和4年7月29日(金)
第4次募集 令和4年11月1日(火) ～ 通年での受付

※申請の承認後、順次ふるさと納税ポータルサイト上へアップロードいたします。

10 その他留意事項

- (1) 寄附者の個人情報、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- (2) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものであるため、選択されない場合もある。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情の内容について村へ報告すること。この場合において、品質等による保証や苦情対応について、村は一切の責任を負わない。
- (4) 返礼品の安定供給が見込めなくなった等、返礼品の発送に支障が生じる場合は、速やかに村へ連絡すること。
- (5) 取扱事業者及び返礼品が2に定める条件に適合しなくなったと認める場合は登録を取り消すことがある。

【問い合わせ及び申込先】

小笠原村財政課財政係

TEL : 04998-2-3112

E-mail: zaisei@vill.ogawara.tokyo.jp